

特別高圧送電線上鶴間線保全事業に関する事業認定理由

平成14年7月8日に東京電力株式会社より申請のあった特別高圧送電線上鶴間線保全事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第17号に掲げる「電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物」に該当するため、土地収用法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。また、同号の要件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の規定に基づき定められた審査基準（以下「手続法審査基準」という。）である「収用適格事業であること」という要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である東京電力株式会社は、一般電気事業者であるため本件事業を施行する権能を有する主体であり、また、本件事業に要する資金を自己資金により調達しているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る手続法審査基準である「起業者が意思と能力を有すること」という要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、神奈川県相模原市上鶴間地内の在日米陸軍相模原住宅地区（以下「相模原住宅地区」という。）に電力を供給している既存の送電施設である同県同市御園四丁目及び御園五丁目地内に存する特別高圧送電線上鶴間線を保全する事業である。

本件事業の施行により得られる利益については、相模原住宅地区が東京電力株式会社の供給区域内にあることから同会社には電気事業法に基づく電力供給義務が存するところ、約 6 0 0 世帯の規模を有する相模原住宅地区に対して引き続き安定かつ良質な電力を供給することができることから、相当の寄与が見込まれる。

一方、本件事業の施行により失われる利益については、環境影響評価法（平成 9 年法律第 8 1 号）等による環境影響評価の対象の事業となっていないこと、既存の特別高圧送電線下を使用することによる土地利用に与える影響は小さいことなどから、軽微なものであると考えられる。

また、本件事業の特別高圧送電線の経路を決定するに当たっては、社会的、技術的及び経済的条件の面から総合的に比較検討を行った結果、本件事業計画案は、特別高圧送電線の巨長が最短となること、既存施設を利用することにより工事施工の必要が生じないことなどにより、最も合理的なものであると認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 5 2 号）等の規格に基づく必要最小限の範囲であると認められる。

で述べた得られる利益と で述べた失われる利益を、 で述べた事項を踏まえることなどにより比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は、土地収用法第 2 0 条第 3 号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る手続法審査基準である「事業が公益性を有すること」、「当該土地がその事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益が、当該土地がその事業の用に供されることによって失われる利益に優越すること」の各要件を充足すると判断される。

さらに、 で述べたように、起業地の範囲も本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められることから、同号の要件に係る手続法審査基準である「収用し、又は

使用しようとする土地が必要最小限であること」という要件も充足すると判断される。

4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業に基づき特別高圧送電線を確保できなければ、相模原住宅地区に安定かつ良質な電力を供給することが困難となるため、本件事業は、緊急に施行されるべき事業であると認められ、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4で述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件及び手続法審査基準の定める各要件を充足するものと判断される。

以上により、東京電力株式会社より申請のあった特別高圧送電線上鶴間線保全事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。